

Title	『新たなる身上證書法律案』補考
Sub Title	A supplement of a draft of the law of documents relating to civil status of 1880
Author	向井, 健 (Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology ). Vol.32, No.12 (1959. 12) ,p.57- 67
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19591215-0057">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19591215-0057</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 資料

## 『新たなる身上證書法律案』補考

向井 健

- 一 はしがき
- 二 黒田綱彦と、その譯述をめぐつて
- 三 尾崎三良と、その周邊
- 四 「身上證書法律按」と、「十三年戶籍法草案」

### 一

さきに筆者は、「新たなる身上證書法律案」と題するささやかな資料を公け<sup>(1)</sup>し、明治十三年の初頭、ポアソナード (Gustave Emile Boissonade) によつて編成されたとおほしき「身上證書法律按」全五十一カ條、ならびにそれと關係ある附屬文書を覆刻・紹介する機會をもつた。

本稿は、いわばこれの續考として、まず、前稿においても觸れた黒田綱彦の「戶籍參考歐米各國身上證書制度集」なる述作を検討し

『新たなる身上證書法律案』補考

た後、當時、太政官法制局主事の役職にあつた大書記官尾崎三良とその周邊をめぐつて考究をこころみ、あわせて、「身上證書法律按」と十三年後半期に太政官法制部で成案をえたと推定される「戶籍法」全四十二カ條（以下、「十三年戶籍法草案」と呼稱す）との關係につき、ふたたび未熟なる考證を加えようとするものである。

拙稿「明治十五年『戶籍規則』の原案」<sup>(2)</sup>および前掲「新たなる身上證書法律案」の二論の、いくらかでも補完されることを念じている。

### 二

黒田綱彦は、明治五年四月より翌年二月にかけ、そのころ大外史の職にあり司法省御用兼勤の筆作麟祥<sup>(3)</sup>の書生として薰陶をうけた後、横濱にあつたフランス公使館の通譯官となつたが、やがて官に

途をもとめ、十二年一月には内務三等屬として同省戸籍局に勤務していた。翌十三年はじめには同じく戸籍局の一員であつたが、二等屬に昇級していた。同年三月三日、大政官法制局が廢止されて法制部の新設となるや、彼は一等屬として同部に轉補された。新たに大政官内に發足した法制部のメン・バーは、當時としての精銳をあつめた感があるだけに、黒田の轉出は順調な昇進と思料される。

ところで、彼が、「戸籍參考歐米各國身上證書制度集」を譯述・印行したのは、法制部專任になる直前の、内務二等屬のときであつた。同書は内務省戸籍局の藏版にかかるが、その「序」には、

本篇ハ今回戸籍改正ノ際ニ膺リ考證參準ニ供センカ爲ニ譯スルモノ也然ルニ此書急速數十部ヲ要ス寫字筆力日程限リアルヲ以テ寫字ニ換ヘテ刊行セリ仍テ戸籍一局中ノミニ便覽ニ止メス廣ク發賣ヲ許可シテ衆庶ノ需求ニ應セントスル也固ヨリ印刷ヲ促カスノ急ナルヲ以テ或ハ訂正ノ謬リナキ能ハス讀者宜シク其意ヲ諒ス可シとみえ、ついで「緒言」にいう。

身上「エタ、シビール」トハ何ノ謂ソ即チ人其親族ニ在テ有スル處ノ地位ニシテ例ヘハ適法ノ子私生ノ子有夫ノ婦寡婦ト云ヘル如キ是ナリ又出生婚姻死去ヲ官簿ニ登記スル方法ヲ定ムル制度ヲ指ス

蓋シ民事官ニ於テ人民ノ出生婚姻死去ヲ記スル所ノ簿籍ヲ備フル

制度ニ關シ百年以降聊ノ駁議ヲモ發生シタリト云フコトヲ聞カス是ニ由テ之ヲ觀レハ即チ此制度ノ善良至當ナルハ更ニ疑ヲ容ルヘカラス凡ソ我カ僚我カ徒ニ入ル者アルヲ許スニ書冊ニ登記シ以テ其事ヲ證明スルコトナキ制度一モアルナシ然而シテ教門ニ於テハ洗禮人ノ簿籍アリ兵隊ニ於テハ入隊士ノ簿籍アリ上ミ官省大學ヨリ下モ會社締會ニ至ルマテ皆各々此ノ如キ簿籍アラサル莫シ況ンヤ國ニ於テ新殖ノ人民ヲ記スル所ノ制ナカラサル可ケンヤ固ニ此理アリ豈人民ノ爲メ其民權政權ヲ保全セシムル證書ヲ要セサル可ケンヤ人アリ曰ハン洗禮ノ證書ヲ以テ之ニ充テ可ナリト是レ思ハサルノ甚シキ説ト謂フヘシ抑宗教ニハ國ノ未タ認准セサル所ノモノアリ又「イスラム」教「マホメット」教其他耶蘇門ニ非サル諸教ノ如キ洗禮ヲ行ハサルモノアリ又父專擅ヲ以テ其子ノ信教ヲ豫定スルヲ欲セサルモノアリ苟モ官衙ヲシテ人民ノ出生ヲ簿籍ニ登記セシムルトキハ即チ此ノ如キ支吾抵觸ノ弊悉ク排除シテ復タ痕跡ヲ止ムルコトナキナリ

婚姻死去ヲ簿籍ニ登記スルモ亦上ニ説ク所ノ理ト異ナルコトナシ夫レ國ナル者ハ其人民ノ權利ヲ保護スルノ任アリ此任アルカ故此ニ事婚姻死去ニ就キ公正ノ證書ヲ要求スルナリ又須ク畫一同般ノ方法ヲ以テ此權利ヲ認定スヘキナリ教門ノ證書ハ以テ民法ノ證書ヲ裨補スルニ足ラス若シ西班牙國ノ新教人民ヲシテ舊教僧徒ノ

許ニ赴カシムルカ如キ瑞典國ノ舊教人民ヲシテ新教僧徒ノ所ニ住カシムルカ如キ法ヲ以テ彼此ヲ檢束シ強テ其反對スル所ニ就キ身上證ヲ求メシムルアラハコレ則チ人ノ本心ヲ錯亂スルモノニ非スヤ舊新二教ノ僧徒ヲシテ宗教強布ノ專權ヲ有セシムルモノニ非スヤ

前ニ述ヘタルカ如ク若干國ニ於テ此身上證書ノ制ヲ設立セシニ駁議紛論ノ起リタルコトヲ聞カサルヤ既ニ百年其故何ソヤ如何ナル法律ヲ以テモ洗禮教門婚禮教院葬禮ニ關涉シ之ヲ制抑セサレハナリ民事ノ證書ハ民法ノ要求スル所ノモノナリ教門ノ證書ハ單ニ人ノ本心ヲシテ満足安堵セシムル所ノモノナリ加之民法上ノ證書ハ輿論ヲ以テ人民ヲシテ必行セシムル所ノ式ナリトス

同書の内容は、

第一篇 佛蘭西國

第二篇 獨逸國

第三篇 大貌列顛國

第四篇 其他各國

第五篇 軍人等ノ婚姻

の五部に分れているが、第一篇のフランス法がもつとも詳細であつて、同書のはほとんどがその敘述に費されている、といつても過言ではない。<sup>(6)</sup>

『新たなる身上證書法律案』補考

ところで、管見の及ぶかぎり、明治十三年初頭のころ、フランス民法人事編第二章のいわゆる身分證書を「身上證書」と翻譯した例は、「身上證書法律按」と「戸籍參考歐米各國身上證書制度集」のほかに絶無である。<sup>(7)</sup>とすれば、ほぼ同じ時期に、一方は草案を脱稿し、また他方は世に上梓された右の兩者の關係はきわめて興味あるもの、といえよう。<sup>(8)</sup>さらに前記せるとおり、後者の「序」に、「今回戸籍改正ノ際ニ膺リ考證參準ニ供センカ爲ニ譯スルモノ也然ルニ此書急速數十部ヲ要ス」とみえるが、「戸籍改正」は戸籍法改正の意であろうから、同書を出版せる内務省戸籍局も、このポアソナードの編案とおぼしき「身上證書法律按」に無關係ではなかつたにちがひなからう。

筆者は前稿「新たなる身上證書法律案」において、一身上證書法律按」の編纂に關し、(一)太政官法制局↓ポアソナード、(二)太政官法制局↓内務省戸籍局↓ポアソナード、(三)司法省民法編纂會議、の三つのケースを想定・例示したが、右に述べたことからは、第二のケース、すなわち太政官法制局が主務官廳たる内務省に身上證書法案の編製を下命し、同省戸籍局はさらにポアソナードにその起草を依頼した、との推考の、もつとも真相にちかいケースであることを仄示しているのではあるまいか。また、右法案の作成をめぐる、内務省戸籍局が直接に關與したことが事實とすれば、「十三年戸籍法

草案」に關して、十四年九月二十七日の陸軍卿大山巖の建議を根據に、「十三年戶籍法草案」以前の、いわば第一案とも稱すべき内務省起草案の存在を推定し、かつそれは、おそらくは同省戶籍局の作業であつたことをさきに考證した筆者の推論を、側面から立證するものかもしれない。

なお、「戶籍參考歐米各國身上證書制度集」は、おそらくは、内務省戶籍局より身上證書法案の成稿を大政官に答申するために、同局内で「身上證書法律按」を審査・検討する「考證參準ニ供センカ爲」に、黒田によつて譯述されたのであろう。

十四年十月二十一日、従前の法制部にかわるに參事院の創設をみるにいたつた。黒田は、「議案ヲ造リ及會議ニ列シ本案ノ趣旨ヲ辯明ス」<sup>(11)</sup>る議官補に任せられたが、それはまた、「時宜ニ依リ……内閣委員トシテ元老院ニ出頭シ議案ヲ辯明」<sup>(12)</sup>する職掌でもあつた。されば翌年七月三日、元老院において、「戶籍規則」審議の第一讀會が開催された際、彼は同じく參事院議官補であつた周布公平とともに内閣委員として出席し、

抑モ本案改正ヲ要スルノ大旨ハ徵兵上ノ事ニ存セリ蓋シ徵兵令ハ再度ノ改正アリテ明瞭ナラサルニアラスト雖モ如何セン徵兵使檢査ノ根據トナルハ戶籍ニシテ現行戶籍法ノ不備ナルヨリ徵兵調査ノ障害多ク健丁ハ年々減少シ且ツ其免ントスルモノハ百方術ヲ盡

シテ遁ル是レ職トシテ戶籍ノ善良ナラサルニ由ル故ニ其徵スル所ノ兵モ已ヲ得ス體格備ハラス徵弱ノモノヲ取ルヲ以テ自然ニ隊兵ニ病者多シト云フ是レ最モ憂フヘキモノニシテ國家元氣ノ強弱ニ關スルモノナリ是ヲ以テ陸軍ヨリハ兵士ノ形狀ヲ以テ戶籍ノ改正ヲ促シ來ルヤ屢々ナリ各位此意ヲ酌量アリテ本案ニ可決アランコトヲ望ム

なる注目すべき發言を行ない、<sup>(13)</sup>さらに、こえて二十三年十二月、戶籍法案が第一帝國議會に提出されるや彼は政府委員として出席、答辯の責をはたしている。<sup>(14)</sup>當時、彼は内務省參事官の地位にあり、舊民法に附屬すべき戶籍法案は同省の起草にかかる所産であるから、草案作成過程における彼の役割もおのずと想定されるのではなからうか。

### 三

周知のごとく、太政官法制局には、前後二回、主事なる職制が設けられたことがある。九年六月十日の太政官達第六十二號は、

正院法制局へ左ノ職員被置候條此旨相達候事

主事 四等相當

と下令してここに法制局主事が新置されたが、翌年一月十八日、「正院ノ稱ヲ廢シ正權大少史主事法制官以下並出仕御用掛等總テ被廢候

事」なる太政官達第十號により、およそ七ヵ月にして廢止された。

ついで十一年にいたり、同局ではふたたび主事職制を作成し、「本局正副長官ノ命ヲ受ケ庶務ヲ總幹シ文書ヲ監シ公文ノ上申下行等ノ事ヲ掌ル」と定め、再度、法制局主事が生れることになつたが、この職制は前同のごとく太政官達によつていないことに意をはらいた<sup>(15)</sup>。この改めて設置された法制局主事に就任したのは大書記官尾崎三良であり、彼は同局が廢止されるまで——それは既述のとおり、十三年三月三日であるが——その役職にあつた<sup>(16)</sup>。

さて、この法制局主事尾崎が、フランス民法式の、いわゆる身分證書制度には反對の見解を有しており、そのことが、内務省より太政官に答申された前記「身上證書法律按」の廢案になつた一因を形成するのであるまいか、と筆者は推考するしだいである。

舊民法人事編の編纂が顯著な進展をみせた二十三年初頭、草案作成の任にある司法省の法律取調委員會は、「民法草案人事編再調査案」全四七二カ條を脱稿した。いわば、同委員會内部の審議過程における中間的な草案である<sup>(18)</sup>。當時、尾崎は元老院議員であつたが、えらばれて法律取調委員として草案の編成に活躍していたのである。再調査案が成稿した直後の同年二月、彼が法律取調委員長山田顯義に提出せる「民法草案人事編ニ關スル意見書」<sup>(19)</sup>は、つぎのことき内容であつた。

まず、冒頭に、

今草案ノ人事編ヲ見ルニ往々我習慣風俗ニ反シ故ラニ外國ノ法律ニ模倣シテ我國ニ適用スヘカラサルモノアリ又泰西ノ法ニ模倣セサルモ實行スヘカラサルモノアリ

として、左の數項目を列擧しているが、第五點に留意すべきである。

第一 養料ノ義務ヲ規定シ父子兄弟ノ間ニ權利ノ爭訟ヲ誘導スルコト

第二 我國舊來ノ庶子ヲ廢シ皆彼ノ野合無父子ノ制ニ從フコト

第三 父ニシテ子ニ對シテ計算スルノ義務ヲ負ヒ子ニシテ父ニ對

シ權利ヲ爭訟スルノ道ヲ開クコト

第四 女戶主ヲ立テ夫ヲ其家族ト爲スコト

第五 戶籍法身分證書法ヲ併行スルコト

右の「戶籍法身分證書法ヲ併行スルコト」に關して、彼はいう。

戶籍法身分證書法ヲ併行スルハ徒ラニ繁苛ノ手數ヲ増シ上下之ニ苦シム弊アリテ利アルヲ見ス故ニ何レカノ一方ヲ用ユヘシ抑モ戶籍法ハ維新以後ノ法律ニシテ一面ハ之ヲ以テ民法ノ領分ニ立入り間接ニ民法ヲ作り一面ハ之ヲ以テ人口調査ノ具ト爲シ又ハ警察ノ用ニ供スルコトアリ皆其本分ニアラサルナリ而シテ近來益々苛細ニ互リ之ヲ實施スルコト能ハサルコトアルハ往々聞ク所ナリ今較

民法制定ノ上ハ之ヲ以テ民法ヲ左右スルノ必用ナク又人口調査警察等ノコトハ戸籍ニ依頼スヘキモノニアラス故ニ戸籍法ヲ今一層簡易ニシ且之ヲ以テ身分證書ヲ兼ヌルモノト爲スヘシ

彼が、泰西法制の直接繼受に反對であつたことは、上掲せる意見書に、「我習慣風俗ニ反シ故ラニ外國ノ法律ニ模倣シテ我國ニ適用スヘカラサルモノアリ」と述べ、また別の機會に、「外國ト同様ニセナクテハナラヌトノ説ハ不可ナリ」と發言してゐる事實に徴しても、明らかである。彼の立脚する基盤のかなり守舊的色彩の濃厚であることは、意見書にかかげる諸項目よりも窺知できるが、それはおよそ十年の歳月をさかのぼらせた、彼が大書記官として法制局主事の任にあつた時期においても、まつたく同様であつた。

すなわち十二年三月、太政官に提出した「妾名廢存ノ儀ニ付大書記官尾崎(三)三郎外三名建議」は、彼の思考をはしなくも顯示してあまつところがない、といえよう。<sup>(21)(22)(23)</sup>

かく考察をすすめてくれば、意見書にみえる「戸籍法ヲ今一層簡易ニシ且之ヲ以テ身分證書ヲ兼ヌルモノト爲スヘシ」との彼の所説は、戸籍法をもつて身分證書制度を排除するの意に解しうるのであるまいか。とすれば、よし十年のへだたりがあるとしても、このような見解をもつ彼として——「庶務ヲ總幹シ文書ヲ監シ公文ノ上申下行等ノ事ヲ掌ル」法制局主事の地位を占める——「身上證書法

律按」には反對であつたらう、と推定することは、あまりにも飛躍的すぎるであらうか。<sup>(24)</sup>「國各其慣習アリテ善良ナルモノハ保持シテ壞ラサルヲ要ス戸籍法タル假令各國ニ無キ所ニシテ獨リ我國ノミニアルモノトスルモ各國ハ身分證書ヲ以テ規約シ我國ハ因襲久シキ戸籍法ヲ以テスルニ何ノ不可アラン」とする當時の一元老院議員の所見と、さしたる隔差はなかつたのではあるまいか。

#### 四

最後に、「身上證書法律按」と「十三年戸籍法草案」の關係をとらえて未熟なる假説を組立て、すぎし明治初期法制史の一齣を摸索しつつ、その史的趨移の跡を迎へることにしたい。

ポアソナードの手に成るとおぼしき「身上證書法律按」の成稿は、十三年一月三十一日であるから、彼が當局側より——すでに考證したごとく、おそらくは太政官法制局および内務省戸籍局と推測されるが——同法案編纂の下命に接したのはその前年後半期のころであつたらうが、明治四年戸籍法の改正は當時の徴兵制度と切りはなして別個には考えられないから、十二年十月の徴兵令の大改定を直接の契機とみてよからう。

そのことは、十四年九月二十七日、陸軍卿大山巖が太政官に提出せる建議に、「獨リ徴兵法ノミ何程ノ改良ヲ行フト雖モ其功ヲ奏ス

ルコト能ハサルヘシ」と述べ、さらに前掲せるように、元老院における「戸籍規則」審議の際に内閣委員として参加した参事院議員補黒田綱彦の發言中に、「本案改正ヲ要スルノ大旨ハ徵兵上ノ事ニ存セリ……陸軍ヨリハ兵士ノ形狀ヲ以テ戸籍ノ改正ヲ促シ來ルヤ屢々ナリ」とみえることに照しても、明白といふべきであらう。

十二年の徵兵令改正案が、元老院の審議を通過したのは同年十月二十一日のことであつた。時の元老院議長有栖川宮熾仁親王の「日記」同日條をひもとけば、

午前九時十分出院、第四百拾六號徵兵令改正布告按、第三讀會開場、本日ヲ以確定決了、上奏ス、午後一時三十分退院之事と記載されている。<sup>(27)</sup>この改正徵兵令が發令されたのは數日後の同月二十七日、太政官布告第四十六號としてである。<sup>(28)</sup>とすれば、身上證書法案編製の下命は十二年十月以降に限局される、ともいえよう。

かくして、翌十三年一月末には、おそらくはポアンナードによつて、冒頭に總論を前置した九篇全五十一カ條の「身上證書法律按」ならびにその附屬文書が完成し、内務省戸籍局ではこれを検討するために、そのころ内務二等屬として職を奉じていた黒田綱彦をして「戸籍參考歐米各國身上證書制度集」を譯述せしめたものであらう。同局では、局長たる船越衛内務權大書記官以下のスタッフがこれを審査した後、太政官法制局へ答申したにちがいない。<sup>(29)</sup>

『新たなる身上證書法律案』補考

「身上證書法律按」を受理した太政官法制局では、ただちに同法案の吟味を開始したであらう。直接はその任にあつたのは、「民法訴訟法戸籍等三關スル公文ヲ主査ス」<sup>(30)</sup>の同局第一課と史料されるが、「庶務ヲ總幹シ文書ヲ監シ公文ノ上申下行等ノ事ヲ掌ル」<sup>(31)</sup>の同局主事に、大書記官尾崎三良がひかえていたことは看過すべきではなからう。

彼は、すでに驗證してきたごとく、おそらくはこの「身上證書法律按」には反對の見解をもつていたとおほしく、それはまた、あくまでも戸籍制度として國民を把握すべし、との主張をいなく陸軍側の意向とまさに合致するものであつた、といわねばならない。かくて、「身上證書法律按」は裏面からの壓力に屈し、うやむやのうち<sup>(32)</sup>に葬り去られたというのが、事の真相をついてはなからうか。

さて、そこで太政官は、改めて戸籍法改正の準備を内務省に命じたのであつた。その時期は明らかではないが、時間的にみて、法制局が廢されて新たに法制部の發足となつた、十三年三月以降ではないか、と推察される。これ以後の草案の變遷は、前稿に敘述したごとく、

内務省戸籍局起草案（第一案）↓太政官法制部案（一十三年戸籍法案案）↓元老院會議附議「戸籍規則」（元老院提出案）



であつたらう。<sup>(83)</sup>

「十三年戸籍法草案」の成案は、十三年後半期と推定されるから、内務省起草の第一案の脱稿は、同年三月以降七月以前の、戸籍局長岩村高俊の在職していたころと史料される。右の「十三年戸籍法草案」は第一案を修訂した草案にはかならないが、完成後、法制部より「之ヲ各地方官へ回致シテ其意見ヲ聽<sup>(84)</sup>」いたのである。こうして地方官の見解を参考としつつ、ふたたび法制部または参事院において修正・加除の手をほどこして新案を編んだのが、すなわち元老院提出案である「戸籍規則」であつたらう。では「戸籍規則」成稿の期日はいつであらうか。

筆者は、おそらくは、参事院の新置をみた十四年十月以降、同法案が元老院に回附された翌十五年三月までの期間であらう、と推測したい。

陸軍卿大山巖の十四年九月二十七日の建議に、戸籍法の改正は、獨り徴兵ノ爲メ陸軍ニ於テ之ヲ望ムノミナラス現今ノ如キ錯雜ナル戸籍ニテハ縣治上ニ於テ亦支障少カラサルヲ以テ已ニ内務省ノ起草ニ係ル改正案ヲ當時法制部ヨリ各府縣へ下問中ノ由然ルニ此草案ハ現今ノ法ト大同小異ニシテ草案中偶々新設ノ事項アルモノハ徴兵上ニ取り却テ詐譎ヲ構造スルノ媒介トナルモノアリ

とみえている。右の建議の「草案」は「十三年戸籍法草案」を指稱

しているであらうが、注目すべきは、「當時」なる一文言であらう。もしこれを、十四年九月、大山建議の提出されたそのころと解すれば、すくなくとも十四年九月現在ではまた「各府縣へ下問中」ということになり、上記のように翌十月以降の成稿という公算が考えられる餘地が存しよう。<sup>(85)</sup>とすれば、「戸籍規則」編案の作業は、参事院法制部において行なわれたのであらうか。

かくして完成した「戸籍規則」は、十五年三月末日にいたつて元老院に回附された。同年七月、同法案は第三一八號議案として元老院の議に附され、第一讀會・第二讀會を経た後、「元老院第八期報告書」にいうごとく、「七月二十九日ノ會議ニ於テ修正議決ス因テ其修正セル條項ニ朱書ヲ加ヘ及ヒ院議ヲ摘録シ同月三十一日之ヲ上奏<sup>(86)</sup>」したのであつたが、遂に陽の目をみることなく、「身上證書法律按」とともに忘却のなかに葬られてしまつたのである。<sup>(87)</sup>

(1) 向井健「新たなる身上證書法律案」法學研究・第三二卷一〇號三五頁以下。

(2) 向井健「明治十五年『戸籍規則』の原案」法學研究・第三二卷七號七一頁以下。

(3) 箕作麟祥が大外史に任せられ、同時に司法省御用兼勤になつたのは、五年八月十四日である。「元老院勅奏判任官履歷書」箕作の項參看。

(4) 前掲・向井「明治十五年『戸籍規則』の原案」七四頁參

看。

(5) 明治十三年十月刊行の「官員錄」にしたがえば、法制部勤務の主なスタッフとして、井上毅・金井之恭・渡正元・村田保・名村泰藏・黒川誠一郎・周布公平・杉山孝敏・磯部四郎・清浦奎吾・村岡良弼・岩野新平・高木豊三・井上操らの名を見出しうるが、このほか、黒田とならんで、一等屬として松下直美がいることが注目される。

松下については、向井健「『民法口授』小考」慶應義塾創立百年記念論文集・法學部法律學關係篇・五〇八頁、五一四頁註13參看。ちなみに、大熊淺次郎「幕末福岡藩洋行の先驅松下直美概蹟」(四)筑紫史談・第四七集四六頁に、「十三年三月に至り太政官に轉して一等屬となり……法制部に勤務し」とみゆ。

(6) 黒田の恩師たる箕作麟祥には、「デモロンプ氏佛蘭西民法詳説——身分證書之部——」(明治十年九月刊行)なる譯述がある。黒田がこれを参照したことは、推測にかたくない。

(7) 明治初期の民法諸草案においては、「身上」なる文言を用いている例として、たとえば、太政官制度局の「民法決議」、あるいは明法寮民法草案があげられよう。

(8) このことは、前稿に覆刻した「身上證書法律按」その他が、黒田の翻譯にかかっているのではないか、という想定を可能ならしめるであろう。

(9) 前掲・向井「新たなる身上證書法律案」三九—四〇頁參看。  
(10) 前掲論文・三六—三七頁參看。

(11) 十四年十月二十一日、太政官達第八十九號として發せられ

『新たなる身上證書法律案』補考

た「參事院章程」第四條の文言。

(12) 十四年十一月七日の參事院への達の文言。

(13) 「元老院會議筆記」明治一五年七月三日・第三一八號議案(戶籍規則)第一讀會・六三—六四頁。

(14) 「大日本帝國議會誌」(第一卷)一九九・二〇三・二〇九・一一二九頁など參看。

(15) この主事職制の發令は十一年であるが、その月日は明らかでない。しかし、その文言中に副長官の名稱がみえるが、法制局に副長官が新設されたのは同年三月五日(太政官達第八號)であり、また同年十一月二十九日の法制局議定には主事なる文言が見出せるから、主事職制作成の時期は、同年三月以降十一月までの間であろう。

(16) 尾崎三良には、「尾崎三良自敘略傳」があるが、これは彼の海外留學時代までのことを述べたにすぎず、加うるに年譜を缺くので、官途についた以後の經歷の、必ずしも明確でないのを遺憾とする。

(17) 尾崎は、法制局廢止後の十三年三月二十四日、外務一等書記官に轉補され、當時のロンヤに派遣された。

(18) 舊民法人事編の編纂過程については、手塚豊博士の業績に全面的に負う。手塚「明治二十三年民法(舊民法)における戶主權」(一)法學研究・第二六卷一〇號二二頁參看。

(19) 「民法編纂ニ關スル諸意見並雜書」(三)(學術振興會版)より引用。

ちなみに、學術振興會版に關しては、前掲・手塚「明治二十

三年民法(舊民法)における戸主権」(二) 法學研究・第二七卷  
六號三八頁註1參看。

(20) 二十三年五月二十七日、舊民法人事編および財産取得編  
(續) 草案審議のための元老院の委員會における發言。

(21) この建議の一部は、高柳眞三「妾の消滅」法學新報・第四  
六卷九號二三頁註15に掲出されている。

この建議中においても庶子論に言及しているが、それは、本文にかかげた意見書にみえる第二項について主張している所論と、趣旨は同一である。とすれば、十年の年月をけみしても、尾崎の立場には變化がみられないことを示す一證左といえよう。

(22) 前註においても觸れた、尾崎の意見書の第二項に關する所説は、ただちに外部に洩れたとおぼしく、翌月(二十三年三月)發刊の「日本之法律」第二卷三號は、「庶子の制に就て尾崎氏の意見」と題して紹介している。いまこれを引用すれば、左のとおりである。

民法人事編草案に庶子の制を廢しあるか、之につき尾崎元老院議員は反對の意見なりと云ふ。今其説を聞くに曰く、歐米諸國には庶子なるもの無きも、我邦に於ては古來庶子なるものありて、嫡子に一步を譲ると雖ども、一家の相續をなし得る權利を有するは勿論、人の子たる權義は少しも嫡子と異なることなし。然るに外國の制に倣らひ此庶子の制を廢する時は、其影響忽ち皇帝典範(皇帝典範)に及ぼし、皇族と人民との間に於て、法律上人事の撞着を來たすの不都合あるのみならず、遂ひに

は皇室典範をも改正せざる可からざる譯合となるべし。今試に其一例を舉ぐれば、他日皇族にて爵を賜ひ人臣の列に加へらるゝ如き場合あるに於て、昨日までは皇室典範により庶子として一個の權利義務を有せしものも、今日は人臣となりて忽ち私生子となり、法律上殆んど人間の權利もなく、又其義務もなく、世に齒列すること能はざるか如き有様となることなしとせず。斯の如くんは其不都合果して如何ぞや。故に我邦に於ては、是非共庶子の制を存せざる可からざると云ふに在り、尾崎氏の此意見は、余も亦之れに同意せざるべからず。

(23) 妾の廢止に關する文献については、前掲・向井「新たなる身上證書法律案」四二頁註19參看。

(24) 前註21參看。

(25) 十五年七月三日、「戸籍規則」審議の元老院第一讀會における議員渡邊清の發言。「元老院會議筆記」明治一五年七月三日・第三一八號議案(戸籍規則)第一讀會・四一頁より引用。

(26) 前註13に同じ。

(27) 「熾仁親王日記」(第三卷)二五六頁。

(28) 十二年の徵兵令改正に關する文献については、前掲・向井「新たなる身上證書法律案」四三頁註32參看。

(29) 十二年一月發刊の「官員錄」によれば、戸籍局のスタッフは、局長船越衛以下、十數名にすぎず、黒田(十二年當時、内務三等屬)のみが傑出している。前註8に觸れたごとく、「身上證書法律案」の翻譯は黒田であつたかもしれないから、戸籍局においては形式的審査のみを行ない、無修正で大政官(答申

したのではあるまいか。

會、佛國<sup>(フツ)</sup>律學教師ボアソナート氏本院雇入條約決定ス、正午十二時五十分退院之事

(30) 十一年(月日闕)の「法制局職務規則」第一條の文言。

(31) 十一年(月日闕)の「主事職制」の文言。なお、前註15參看。

(32) 本文のように推考をすすめると、そのころ、「法律界ノ：團十郎」(磯部四郎「民法編纂ノ由來ニ關スル記憶談」法律協會雜誌・第三一卷八號一五四頁)と稱せられ、確固不動の立場を占めていたボアソナードの、その彼の編んだ法案が廢せられるのは當時の彼の權勢から推して不可解である、との批判があるかもしれない。しかし、舊刑法(明治十五年刑法)編纂の過程においても、日本人委員の手による彼の原案の修正・加除はすくなくない事實などを考え、ひとまず、本文の記述のごとく考證した。後考をまきたい。

(33) 前註10に同じ。

(34) 「元老院會議筆記」明治一五年七月三日・第三一八號議案(百籍規則)第一讀會・二五頁。

(35) この點は再考すべき餘地を残している。

(36) 「元老院第八期報告書」一頁。

(37) 前稿において、「司法省雇佛國人ボアソナード元老院兼務條約」を紹介したが(前掲・向井「新たなる身上證書法律案」四二頁註16參看)、それを立證する「熾仁親王日記」中の記載に接したので、左にかかげる。「熾仁親王日記」(第二卷)三九〇頁・明治九年十月五日條より引用。

一午前九時十五分出院、號外第拾六號本院意見書第二讀會開

『新たなる身上證書法律案』補考